

〈研究ノート〉

地域包括支援センターの一事例から見る 高齢者虐待への取り組みに関する考察

山 階 克 介*

Dealing with Abuse of the Elderly Living in the Community

Katsusuke Yamashina

要旨：高齢者虐待は増加の一途を辿っている。厚生労働省の調べ（2008）では、今後も高齢者虐待の増加が見込まれている。そのような中、どのようにして高齢者虐待の対応に当たっていくのかが、これからの高齢社会を迎えるに伴い、皆で考えなくてはならない課題である。そこで本稿は、現場で高齢者虐待の対応に当たっている S 市地域包括支援センターの職員に対してインタビューを行い、その聞き取りから得た虐待対応を表示し、その特徴を記述することを本稿の目的としている。特徴としては、「ネットワーク会議」、「研修会」、「コンサルテーション」等が挙げられた。S 市地域包括支援センターは、コンサルテーションを含む会議を複数開催し、虐待に対する意識が高い。様々な社会資源の活用方法等は、虐待対応の際に参考となる。

Abstract : Abuse of the elderly is currently on the increase. According to research conducted by the Ministry of Health, Labour and Welfare 2008, it is expected that it will increase further in the coming years. It is therefore important to consider methods for dealing with abuse of the elderly in an aged society in the future. Against this background, this study set out to interview certified social workers who work to prevent elder abuse at the community general support center in City S. By analyzing the interview content, methods for preventing abuse were revealed, and furthermore, the characteristics of elder abuse are described. Another goal of this study was to promote opportunities for networking, study training, and consultation. The community general support center in City S holds regular consultation meetings and pursues a conscientious approach to preventing elder abuse. In conclusion, the value of using social services as a reference in preventing elder abuse was established.

Key words : 地域包括支援センター community general support center 在宅高齢者 elderly living in the community 社会福祉士 certified social worker 高齢者虐待対応システム systems to prevent elder abuse

*関西福祉科学大学大学院 社会福祉学研究科 臨床福祉学専攻 学生

I はじめに

高齢者虐待は増加の一途を辿っている。厚生労働省の「2008 年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況に関する調査結果」¹⁾によると、家族や親族等の養護者による相談・通報件数が 21,692 件で前年度に比べ 8.6% 増加、養介護施設従事者の高齢者虐待の相談・通報件数は 451 件で前年度に比べ 19.0% 増加した。このうち養護者による高齢者虐待は 21,692 件の相談・通報があり、市町村が訪問等で虐待の事実確認を調査した結果、虐待を受けたと判断された事例は 14,889 件で前年度に比べ 1,616 件 (12.2%) 増加、養介護施設従事者による虐待を市町村や都道府県が事実確認を調査して虐待の事実を認めた事例は 70 件で前年度に比べ 8 件 (12.9%) 増加した。このことから、今後も高齢者の増加に伴い、高齢者虐待が増加することが予想される。そこで本稿では、家庭内虐待を中心として高齢者虐待の対策システムの特徴を把握するために、事例検討を行い、その際に浮かび上がった特徴を表示し、その特徴を記述する。こうした特徴を踏まえて、高齢者虐待の予防に向けた提言や展望について言及したい。

高齢者虐待の問題は、なかなか表に現れにくく、発見する頃になると、介入が難しい段階に至っていることが多い。高齢者虐待の予防に関しては、高齢者虐待とは一体どのような行為を指して言うのかといった知識や高齢者の疾病として代表的な認知症の理解等の国民全般に対する啓発活動は、必要不可欠なことである。

高齢者虐待は児童虐待と同様に、人間の暗部にある複雑で不明瞭な分野の問題である。そのために、虐待をしている事実があったとしても、虐待者が虐待の事実を認めない。あるいは、虐待行為を問題として捉えない場合も多い。このことは心理学におけるフロイトが述べる、意識の上には上らない無意識の部分での葛藤が起こっているのかもしれない。いずれにせ

よ、高齢者虐待の問題は、捉えどころのない心の闇を模索する作業のように果てしない問題だと考えられる。そこで本研究では、地域包括支援センターの高齢者虐待対応システムに関するインタビュー調査を行い、今後の課題を考察することを目的とする。

II 地域包括支援センターの取り組み

1. 高齢者虐待防止法における地域包括支援センターの位置づけ

高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (以下、「高齢者虐待防止法」と言う。) では、大きく①養護者による高齢者虐待と②養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けられる²⁾。本稿では①養護者による高齢者虐待を取り上げる。

また、高齢者虐待防止法は、高齢者の虐待を防止することを最優先事項と定め、高齢者の権利利益の擁護、尊厳の保持を行うことを目的としている。そして、養護者に対しても、高齢者と同様に高齢者虐待を防止するための支援や措置が掲げられている (法第 1 条)。

「高齢者」を 65 歳以上の者と限定をして定義されている (法第 2 条 1 項)。そのために 65 歳以下の中高年の人々の虐待にどのように対応するかが今後の課題である。また、障害者に関する虐待に対しても早急な対応が求められる。

「養護者」は、高齢者を現に養護する者であって、養介護施設従事者等以外のものをいう (法第 2 条 2 項)。高齢者虐待防止法は、他の虐待防止法 (例えば、児童虐待、配偶者暴力 (DV)) とは異なり、養護者に対する支援が盛り込まれている。具体的には、養護者に対する相談、指導及び助言その他の必要な措置 (例えば、施設入所、一時保護、入院等) を講ずる (法第 14 条)。

高齢者虐待防止法では高齢者と一定の関係にある者からの不当な行為から高齢者を保護するという法律の趣旨がある。そのために経済的虐待では加害者を「養護者又は高齢者の親族」

と、限定している³⁾。

養護者による高齢者虐待を発見した場合の通報は、家庭内のプライバシーや様々な人間関係に配慮して、虐待を受けた高齢者の生命や身体に重大な影響を及ぼす場合に限ってのみ通報義務が課せられている。それ以外は努力義務となっている⁴⁾。

養護者による高齢者虐待の対応システムを図示すると〔図1〕となる。

通報や届け出、相談を受けた市町村又は地域包括支援センター等は、速やかに事実・状況確認を行う（法第9条）。そこで、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるとき認めるときは、市町村長は地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員等に、立ち入り調査を行わせることが

できる（法第11条）。その際に、立ち入り調査は事務の委託事項（法第17条）に含まれていないことから、市町村又は市町村直営の地域包括支援センターに限られ、市町村が民間人等の委託契約を結んでいる地域包括支援センターでは行えない⁵⁾。

市町村長は警察署長に援助要請できる（法第12条）。さらに、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する必要がある場合、市町村長は警察署長に対して援助を求めなければならない（法第12条2項）。

事実・状況確認後は速やかに虐待対応個別会議を開き、被虐待者の生命や身体に関わる危険性や緊急性が高いか否かに配慮して、通常の介入を行うか、高い緊急性に即した対応をとるのかに分かれる。高い緊急性に即した対応とは被

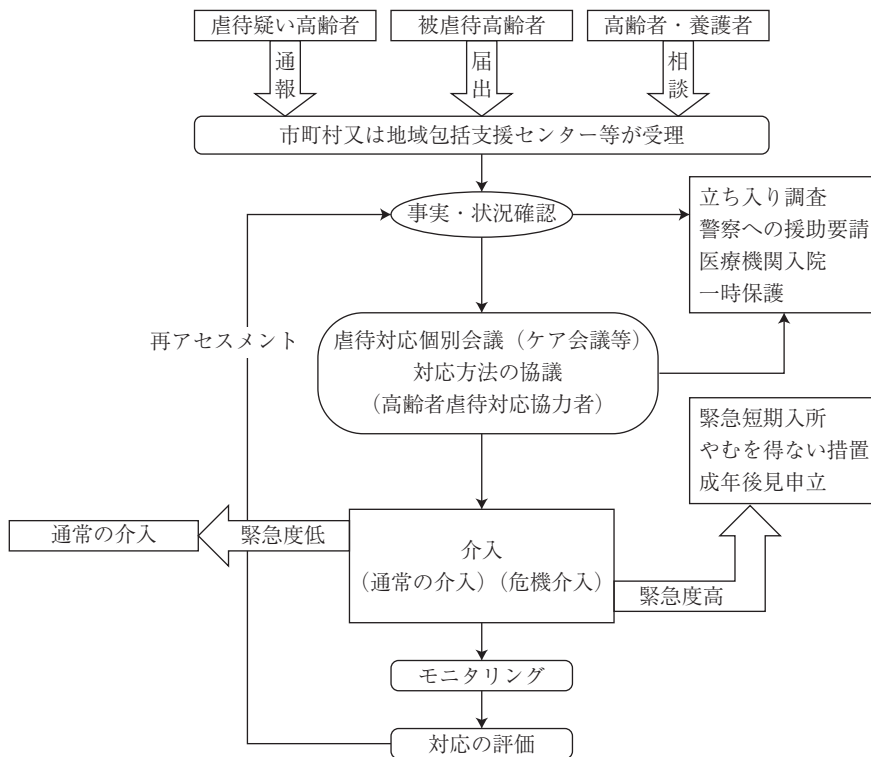


図1 養護者による高齢者虐待の対応システム図

（出典：堂田俊樹（2007年）「市町村における高齢者虐待防止システムの課題」人間社会環境研究第13号108頁。図1を引用し、一部修正。）

虐待者を一時的に保護するために老人福祉法に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に施設への入所等の措置を講じ、又は成年後見の審判の請求をする(法第 9 条 2 項)。介入後はモニタリングを行い、被虐待者や虐待者の状況変化に注意をし、見守る。最後に、今までの対応の評価を行う。そこで必要があれば評価の結果をフィードバックし、再アセスメントするというシステムになっている。以上が養護者による高齢者虐待の対応システムの大まかな説明である。

2. 地域包括支援センターの仕組み

高齢者虐待防止法の定めるところにより高齢者虐待対策の重要な役割を担う地域包括支援センターは、市町村を主体として全国に設置されている⁶⁾。厚生労働省の調査(2009年4月末)によれば、4,056 箇所⁷⁾の地域包括支援センターが全国に設置されている⁸⁾。そこで、保険者(市町村)直営の地域包括支援センターは、1,279 箇所、委託は 2,777 箇所である。委託先は、社会福祉法人(社会福祉協議会以外)が 1,445 箇所、社会福祉協議会が 524 箇所、医療法人が 463 箇所、社団法人が 92 箇所、財団法人が 70 箇所、株式会社等が 64 箇所、NPO 法人が 23 箇所、その他が 48 箇所となっている。1 センター当たりの職員(事務職員、センター長を除く)の配置状況は、3 人未満が 401 箇所、3 人以上~6 人未満が 2,389 箇所、6 人以上~9 人未満が 716 箇所、9 人以上~12 人未満が 285 箇所、12 人以上が 265 箇所となっている。

この地域包括支援センターは介護保険法に基づいて設置され、包括的支援事業その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設である(介護保険法第 115 条の 45)。

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の 3 職種が配置され

ている。そして地域包括支援センターには、必須業務として地域包括支援事業が規定されている。具体的な内容は以下の通りである⁹⁾。

- ①介護予防ケアマネジメント業務
- ②権利擁護業務
- ③総合相談業務
- ④包括的・継続的ケアマネジメント業務

の以上 4 つである。

①介護予防ケアマネジメント業務は、特定高齢者(主として要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる 65 歳以上の者をいう。以下同じ。)が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うものである(介護保険法 115 条の 44 第 1 項第 2 号)。事業の内容としては、特定高齢者の把握に関する事業(介護保険法第 115 条の 45 第 1 項)において、市町村が把握・選定した特定高齢者についての介護予防ケアプランを作成し、その介護予防ケアプランに基づき、地域支援事業における介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるよう、必要な援助を行うものである。

②権利擁護業務は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものである(介護保険法第 115 条の 44 第 1 項第 4 号)。事業の内容としては、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図るものである。

③総合相談業務は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのよう

な支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行うものである（介護保険法第115条の44第1項第3号）。事業の内容としては、初期段階での相談対応及び専門的・継続的な相談支援、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の状況の実態の把握を行うものである。

④包括的・継続的ケアマネジメント業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医と介護支援専門員との連携はもとより他の様々な職種との多職種協働や地域の関係機関との連携を図るとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員に対する後方支援を行うものである（介護保険法第115条の44第1項第5号）。事業の内容としては、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例への指導・助言を行うものである。地域包括支援センターは、以上の4つの必須業務を3職種が協働して担当する。

Ⅲ S市地域包括支援センターの 高齢者虐待への取り組み

1. 研究方法

研究方法は大阪府内のS市の地域包括支援センターへ訪問し、そこで従事する社会福祉士に対してインタビューを行った。

S市を選んだ理由は、研究に際して3市への依頼可能な経路があったため、インタビューを頼みやすかったことにある。

研究の目的は、S市で取り組まれている高齢者虐待の対応を聞きとることにより、S市域包括支援センターの特徴を明らかにし、それと

時に新たに考えられる課題を抽出し、その課題解決に向けた提案を考えていくことを研究の目的としている。

S市の地域包括支援センターで行われたインタビューの研究方法は、半構造化面接法を用いた。インタビュー前には、質問紙をS市に配布し、事前にご回答をお願いした。データ収集は2010年6月から7月。インタビュー時間は平均1時間。インタビュー場所は、S市の地域包括支援センター内で筆者が訪問し行った。

質問紙では、調査対象者の性別、年齢、職種名、現職種の経験年数の記入をしていただいた。また、調査対象者が所属する地域包括支援センターが実際に高齢者虐待に対応する上での特徴等についての記入もしていただいた。

インタビューにおける倫理的配慮として、本調査で聴いた内容や録音した内容については本研究の目的以外には使用しないことをインタビュー前に説明した。

以下にはインタビュー調査から得られた結果について記述する。

2. 研究結果

S市は、高齢化率が16.5%である（2005年度総務省統計局「国勢調査報告」）。S市内、地域包括支援センターは一カ所のみである。S市の調査対象者の人数は1名。性別は男性。年齢は20歳代。職種名は社会福祉士。現職種の地域包括支援センターでの経験年数は半年である。

3. 考察

「S市に関する特徴」は、以下の通りである。

- ①ネットワーク会議、
- ②研修会、
- ③コンサルテーションの以上3つである。

①ネットワーク会議では、高齢者虐待防止会議を月1回開催している。この会議の構成メンバーは、S市高齢介護課、S市健康増進課、S市社会福祉課生活保護係、大阪府のV保健所、

S市内居宅介護支援事業所の代表者、S市内訪問介護事業所の代表者、S市内通所系介護保険事業所の代表者、S市内在宅介護支援センターの代表者(S市内3か所)となっている。その会議の内容は、年間事業計画や事例の検討を行う。また報告も兼ねて行っている。具体的には、大きく2つの役割を担っている。1つ目には情報交換・ノウハウの共有化を経て、高齢者虐待防止システムの再構築を行う。2つ目には高齢者虐待事例の蓄積を経て、潜在的課題発掘・分析に基づき、研修会などを企画する。以上の2つのことを高齢者虐待防止会議において行っているのである。

②研修会では、年2回、S市高齢者虐待防止研修会を開く。1回目は弁護士が講演をし、2回目は大学の教授が講演をした(2009年度)。このような講演会の目的は、専門職の見識を広げることにある。また、専門職の資質向上を目的としている。そして、この2つの講演会の対象者は市内介護保険事業所従事者である。参加人数は50~60名程となっている。以上の高齢者虐待防止会議や高齢者虐待防止研修会を通して、高齢者虐待対応のネットワークを広げるように心がけている。こうした取り組みに、地域の方が必ず参加してもらうことは難しい。実際のところ、市民の方には足を運んでもらえていない。現在S市では専門職の知識をつけることに専念している。以上のことを踏まえて、ここ1、2年は取り組んでいる。

S市地域包括支援センターの高齢者虐待防止システムでは、前述した高齢者虐待防止会議とケース支援会議の二つの会議が存在する。この2つの会議の内容は若干異なる。ケース支援会議で行うことは大きく4つある。1つ目は情報の共有化、2つ目は課題の明確化、3つ目は今後の方向性を決める、4つ目は役割分担の明確化の以上4つである。この会議の構成メンバーは、高齢介護課(S市役所)、S市地域包括支援センター、保健所、保健福祉部各課、老人福祉施設、民生委員・児童委員、介護支援専門

員、サービス提供事業所、医療機関となっている。

③コンサルテーションでは、S市地域包括支援センターが、3、4ヶ月に1回、M大学の教授を招いて、シンポジウムを開催している。具体的には、大阪府のモデル事業である、大阪府高齢者虐待ワーキングチーム(レビュー会議)を開催している。このシンポジウムの参加者はS市高齢介護課、S市地域包括支援センター、M大学の教授である。レビュー会議の内容は、招いている教授をコンサルタントとして、前出の高齢介護課や地域包括支援センターへのアドバイスを頂いている。このレビュー会議の狙いは、高齢者虐待を見逃さないようにすることである。

S市地域包括支援センターの高齢者虐待対応図を図示すると〔図2〕となる。

さらに、S市が高齢者虐待を支援する上で大切なことは以下の通りである。

- ①緊急性の判断、
- ②支援機関等の情報収集、
- ③全体状況の把握・調整、

の以上3つが挙げられた。

①緊急性の判断では、高齢者の命を優先してなるべく24時間以内に判断し、対応する。その際には高齢者虐待リスク・アセスメント・シート(大阪府地域包括ワーキングチーム(2007年)「高齢者虐待対応チェックリスト」)を参考にして判断する。

②支援機関等の情報収集では、高齢者虐待防止会議を月1回開催し、情報収集を行う。また、研修を年2回(2009年度)開き、情報を収集している。この研修を行うことにより、専門職の資質向上を目的としている。

③全体状況の把握・調整は、市役所の高齢介護課と社会福祉士が話し合うことにより、今後の方向性を決めていく。この話し合いの中心は高齢介護課である。そこで重要となるのが、相手の話をしっかりと聞くという姿勢をもって対応することである。それが出来て初めて全体状

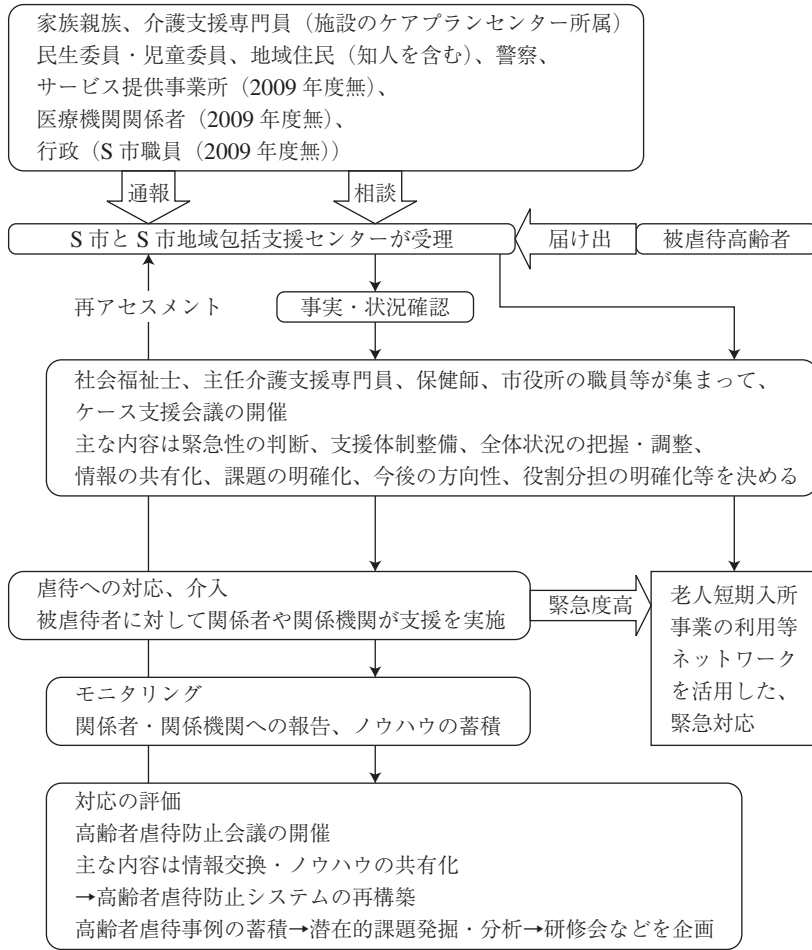


図2 S市地域包括支援センターの高齢者虐待対応図

（出典：S市高齢者虐待防止会議（2010年）「2009年度 高齢者虐待防止事業報告」10頁。《被虐待者の援助システム》を参考に、堂田俊樹（2007年）「市町村における高齢者虐待防止システムの課題」人間社会環境研究第13号108頁。図1を引用し、一部修正。）

況の把握へと繋がる。

次に、高齢者支援で妨げになったことは、以下の通りである。

①虐待者・被虐待者が支援者の介入を拒む、

②家族機能の脆弱さ、

の以上2つが挙げられた。

これらは、核家族化が要因の一つである。単独世帯、同居世帯の介入は難しい。例えば、年金搾取による経済的虐待は、高齢者の息子のお金がないために発生する。そのために表面化されにくい。現在、S市では昨年だけでも夫、息

子による高齢者虐待が前年度に比べて増加している。息子が父親の高齢者の年金を搾取している。息子には虐待をしている自覚がない。また、被虐待者においても虐待を受けている自覚がない。そのために虐待の発見が難しく、発見後においても虐待として対応することが困難となる。その他の事例では、子どもが遠方にいて夫婦間で虐待が発生した場合がある。そして、子どもが知らないところで虐待が発生していた。一人暮らしでは加害者による虐待は発生しない。しかし、自己放任といった虐待が発生

する可能性がある。以上のことから家族への対応を視野に入れた高齢者虐待の対応が求められる。

S 市の特徴を表示すると〔表 1〕となる。

S 市の地域包括支援センターで明らかになったことは表 2 の通りである。

続いて以下には、S 市地域包括支援センターの課題について表示する (表 3)。

高齢者虐待の問題は地域住民等 (例えば、民生委員や福祉委員、青年団等) に対して、高齢者の認知症等といった知識の他にも虐待とはどういったものであるのかといった理解を深めて

表 1 S 市地域包括支援センターの特徴

【高齢者虐待に関する相談件数 (平成 21 年度)】

高齢者虐待の相談に関する質問項目	件数
高齢者虐待の相談件数総数	22 件
〈虐待の種類〉※重複あり 身体的虐待	13 件
心理的虐待	11 件
介護等放棄 (ネグレクト)	3 件
性的虐待	0 件
経済的虐待	7 件
その他	0 件
〈虐待者の種類〉※重複あり息子	11 件
夫	5 件
娘	2 件
孫	4 件
妻	1 件
義弟	1 件
嫁	1 件
兄弟姉妹	0 件

【支援の終結】

支援の終結に関する質問事項	件数
二次分離 (永続的分離) を行い、分離した場所での被害者の状況の安定が確認できた場合	7 件
居宅での虐待状況が緩和し、ケアマネジャー及びその他の支援者の支援が継続され、虐待の再発に対応可能な状況が作られている場合	6 件
高度の犯罪性のある虐待行為で警察による加害者の逮捕等が行われた場合	0 件
被害者あるいは加害者が死亡した時、あるいは加害者が疾病や外傷で加害行為が不可能となった場合	2 件
その他 対応中	4 件
虐待ではなかった	3 件

【高齢者支援】

高齢者支援に関する質問事項	回答
高齢者を支援する際に大切なこと	緊急性の判断、支援機関等の情報収集、全体状況の把握・調整
高齢者虐待防止システムの特徴 その他	緊急性の判断、優先性の判断、暴力や虐待からの危機回避 信頼関係の形成、虐待対応の効果の予測、情報の提供、 支援のネットワークをコーディネート
高齢者支援で妨げになったこと	虐待者・被虐待者が支援者の介入を拒む、家族機能の脆弱さ

【高齢者虐待防止の取り組み】

高齢者虐待防止に関する質問事項	回答
高齢者虐待防止のための啓発活動	保健・医療・福祉専門職を対象にシンポジウムを開催、講演会を開催、 認知症サポーター養成講座を開催
自由回答	親族内の被害者と加害者の共存、支援者の虐待に関する知識・理解の 向上、関係者間の情報や終結の方向性の共有

(資料：日本社会福祉士会 (2010)「高齢者虐待対応ソーシャルワークモデル実践ガイド」中央法規出版 74～75、95～98 頁とソーシャルワーク研究所編 (2008)「ソーシャルワーク研究 Vol.34 No.2 (134)」相川書房 27 頁を引用し、筆者作成)

表2 S市地域包括支援センターで明らかになったこと

内容	例
①専門職の資質向上	研修会や事例検討等の開催
②困難事例への対応	被虐待者の子（特に息子）による経済的虐待（例えば、年金搾取等）の増加 家族を含めた支援の在り方が求められる
③専門知識、技術の習得	スーパービジョンやコンサルテーションにより、高齢者虐待を見逃さず、より良い虐待対応を考案する 虐待者（養護者）が間違っているのではなく、虐待者（養護者）の側に立って共感の視点（例えば、「あなたもしんどいでしょう」と労う言葉をかける等）で対応する 法律の知識を習得している 既存のネットワークをコーディネートする技術を習得している
④チーム・ネットワーク構築	虐待の再発に注意しながら、周りの関係機関（例えばヘルパー等）とサービスを調整して支援を終結する 個人情報や情報を厳重に管理することを前提に、地域住民や民生委員、ヘルパー等に虐待の状況を報告し、情報収集する 他の専門職（例えば警察等）とチームによる高齢者虐待対応を行う 他の専門職と高齢者虐待対応の継続が行われるために、人事異動等で虐待担当者が変わった場合、速やかに虐待対応を周知徹底する 高齢者虐待では地域住民（例えば地元の青年団等）が虐待対応の防止、支援から終結までの強力な担い手となる 被虐待者に限らず、虐待者（養護者）を支援するチームやネットワークを形成している 虐待者・被虐待者に対する心理的サポートでは他職種との連携を行う 高齢者虐待対応では関係機関へ速やかに繋げることが重要 地域包括支援センターの職員が他の専門職との間にいつでも相談できる信頼関係を絶えず構築する
⑤全体状況の把握	高齢者虐待の問題に限らず、消費者問題や老々介護の問題等にも取り組む
⑥啓発活動	高齢者虐待対応の周知徹底に際して、虐待という言葉に抵抗があるために認知症等のことから虐待についての理解を深めてもらう等の工夫が必要 地域住民が地域包括支援センターへ高齢者虐待に関する相談をすることはほとんどない 地域住民が地域包括支援センターへ相談のしやすい場所であると認識してもらうために、啓発を工夫する（例えば寸劇等を通して楽しくわかりやすく虐待の理解を促す等）

（資料：日本社会福祉士会（2010）「高齢者虐待対応ソーシャルワークモデル実践ガイド」中央法規出版 95～98頁を引用し、筆者作成）

もらう必要がある。なぜならば高齢者虐待をいち早く発見し、通報する機会が地域住民等には多いためである。そして地域住民等と日頃より信頼関係を形成し、何か気になることがあればいつでも相談のできる支援体制を整備しておくなくてはならない。そのためには地域住民等と定期的集まる機会を設けて、虐待に関する啓発活動を工夫することが重要である。具体的には笑いの要素を含めた寸劇や自らの主張を積極

的に発表する方法等（例えばKJ法等）を用いて啓発を積極的に行えるように工夫する。また、虐待を発見した際にどこへ連絡するのかといった連絡先の確認も必要不可欠なことである。さらに、虐待の支援者は自らの能力の限界を絶えず認識し、適切なサービスへと繋ぐために、関係機関との関係性を絶えず形成する必要がある。その際にも、人事異動等で担当者が変わった場合も即時に対応ができるように注意し

表 3 S 市地域包括支援センターの課題

内容	例
①既存制度の活用	成年後見制度が活用できていない
	既存の社会資源の未活用
②ネットワーク構築	虐待者（養護者）を支援できるシステムの未確立
	被虐待者を保護した後の心理的なサポートの未整備
	地域の保健・医療・福祉の行政諸機関及び民間団体・組織や警察、司法、雇用、教育等といった社会資源のネットワーク・システムの未構築 ¹⁰⁾
	各種専門職間の集まる場を設けて研修、情報交換、意見交換等が行えていない
	老人居宅介護等事業所（例：訪問介護等）や老人デイサービス事業所等のケアプランセンター内に高齢者虐待の相談窓口の未設置
	事業所の利用者、職員が各事業所内に設置されている高齢者虐待の相談窓口の不知
③専門技術の習得	経済搾取が経済的虐待であるかどうかが曖昧
	各関係協力機関への説得による共通の認識が得られない
	家族への対応の中で家族関係が悪くならないように、各専門職がどうサポートできるのかという役割分担の未決定
	地域包括支援センターの職員が虐待の対応に当たっている専門職と相談しやすい信頼関係の未形成
	既存のネットワークをどう繋げるのかといったコーディネート技術の未習得
④啓発活動	地域住民が地域包括支援センターにおける高齢者虐待対応の不知
	地域住民が地域包括支援センターにおける高齢者虐待対応窓口の不知

（資料：江原勝幸（2004）「高齢者虐待問題における専門援助機関の設置に関する考察－ソーシャルワーク実践と地域ネットワークの活用－」静岡県立大学短期大学部研究紀要大 18 号 176 頁を引用し、筆者作成）

て関係性を築いていく。筆者が行った S 市では信頼関係の形成を非常に重要視されて関係機関との連携を行っていた。そして他職種である司法書士や大学の教授等を招き、その意見を参考としていたことも虐待の支援を行う上で不可欠なことである。

今回の研究で明らかになったことを踏まえて再認識しておくべきことは、以下の通りである。

特に、高齢者虐待を早期発見・早期予防するための対策は非常に大切なことである。そのためにも、虐待に当たる専門職は高度な技術等を用いて、対応をする必要がある。現在の日本における虐待対策では、早期発見をしても、虐待の解決に向けた対策に当たることは難しい。それは虐待の対策に当たる専門職等の周りの関係機関等の理解が得られないことが大きな要因である。様々な人の協力を得るには、誰もが客観

的に見て理解のできる明確な根拠が必要である。こうした根拠を示すには、例えば身体的虐待に見られる体の損傷ならば、科学的な視点から観察可能である。しかし心理的な面は、目には見えない問題であり科学的に証明することは難しい。こうした場合心理専門職の診断が必要である。また 1 つの事例として、虐待者（子）、被虐待者（高齢の親）の相互依存の関係から起こる虐待問題は非常に複雑で、虐待対応に当たる専門職が一番苦慮する問題である。この相互依存の問題では、依存している子どもの自立に向けた就労支援や依存関係にある親子への心理的なサポートをする必要がある。そこで考えられるのが保健所や保健センター等による心理的なサポート、生活保護の申請、公共職業安定所の紹介、生活福祉資金貸付制度の活用等である。このような虐待対策を行ったとしても、虐待は再発する可能性があり、再発防止に向けた

取組も大切なことである。その取り組みとしては、地域での見守りや専門職、関係機関等での見守り等が挙げられる。また、国家的に、様々な人を対象にした色々な教育（例えば、高齢者の人権尊重や高齢者自体をよく知るためのパーソナリティ理論、認知症の知識等）も必要不可欠である。そこで重要な役割を担うのが社会福祉士である。社会福祉士には以上のような役割を果たすことが期待されている。しかし、実際には期待されている役割を果たすことは非常に困難である。それは、社会福祉士を養成する科目や実習においても、他職種との連携に関する教育が行われていないためである。そして、現場においては社会福祉士個人が持っている力量の差が大きい。他職種との連携の際には、他職種に関する専門的知識、職務内容等を十分に理解し、様々な知識、技術を身につけなくてはならない。また、マザーテレサがカルカッタで貧しい人々を支援した時のような、「Live well with all those differences. (お互いの違いを抱えながらより良く暮らす)」ということを実践に移すことが必要である¹¹⁾。そして、高齢者を支援する際に、専門職同士が信頼関係を形成し、虐待対応をスムーズに進めることが大切なことである。その他にも、高齢者やその他の人間自体をよく知るためのパーソナリティ論の習得は不可欠である。これは、人間には、自分の思っていることや思っていることとは異なる意識に上らない深層部分が同時に存在し、非常に複雑な面をもつ、奥の深い人間自体を理解するのに役立つ。高齢者虐待の対応の場面では、こうした複雑な人間の理解がなければ、どのように対応して良いのか分からない。そのために、場当たりの対応に終始し、高齢者虐待を見逃すことにもなりかねない。

今年（2010（平成22）年7月）に発生した児童虐待は、テレビや新聞で連日取り上げられ非常に話題になった。また、シンポジウムも開催され、筆者も傍聴した。そこでは、児童虐待を研究する大学者、弁護士、社会福祉士がコメ

ンテーターとして参加した。その話し合いの中で印象に残ったのは、社会福祉士は通報を促すのみの役割ではいけないという発言であった。通報する前後においても、常にクライシスインターベンションの意識を持って社会福祉士は虐待の起こりそうな周辺をよく調べておかななくてはならないのである。そうしたことが出来て、漸く早期発見・早期予防に繋がる。こうしたことは、社会福祉士の力量が試される場面である。虐待は高齢者の分野に限らず、児童、障害等の他の方面においても様々に見られる。そこで、社会福祉士が果たす役割は大きく、期待も高い。虐待のことやその他、様々なことをよく理解して、虐待問題を少しずつでも解決のできる職種になることが、これからの社会福祉士には求められる。

IV おわりに

おわりに、本稿ではS市の地域包括支援センターのインタビューのみで、一般化できないことをお詫びしたい。今後の研究では、今回の研究で明らかになったことから、地域包括支援センター等におけるより良い虐待対策の提案をしたい。

社会福祉士が設置義務化された地域包括支援センターでは、高齢者の虐待問題を取り扱うのみではなく、介護予防や総合的相談、包括的・継続的ケアマネジメントなどといった様々な役割を担っている。そこで社会福祉士は、高齢者の虐待のみを取り扱うことができず、虐待問題に十分に対応できない課題がある。社会福祉士は、高齢者の権利擁護を担う成年後見制度の活用に期待がされている。しかし、現状では社会福祉士が成年後見制度の活用を行うまでには至らず、虐待問題の解決の担い手となるには研修の機会や他職種との連携が必要不可欠となる。そこで、問題となるのが社会福祉士とは一体どのような専門性を持っていて、他の職種との違いは何なのかということである。最近では、至る所でソーシャルワーカーという言葉が

乱用されている。このまま社会福祉士が果たす役割が曖昧なまま、専門性が発揮できなければ、他の専門職に取って代わる危惧がある。

社会福祉士は、求められる役割を十分に果たし、そこで得られた実践や事例を積み重ね、それを科学的に実証することを通して、社会福祉士がなくてはならない重要な仕事であるということを広め、普及していくことに繋げていかなくてはならない。そうした積み重ねが社会福祉士の専門性を高めていくことになると思う。

今回のインタビュー調査では、事例の研究に止まったが、これからは事例から得られた知見を基に、社会福祉士が今後実践を行う上で、どのようなところを改善し、変革を必要としているのかを研究していきたい。

最後に、調査にご協力をしていただいた S 市の関係者の方々にお礼を申し上げます。

引用文献

- 1) 厚生労働省 (2008) 「平成 20 年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」〈<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000002mce.html>〉(2010/2 月アクセス)
- 2) 堂田俊樹 (2007) 「市町村における高齢者虐待防止システムの課題」人間社会環境研究第 13 号 107~109、118 頁
- 3) 田中寛之 (2006) 「特集・第 163 回国会主要成立法律 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」ジュリスト (1306) 28、30~32 頁
- 4) 前掲書。田中寛之 (2006) 「特集・第 163 回国会主要成立法律 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」ジュリスト (1306) 29 頁
- 5) 厚生労働省老健局 (2006) 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」51 頁
- 6) 社団法人日本社会福祉士会編 (2010) 「高齢者虐待対応ソーシャルワークモデル実践ガイド」中央法規出版 29 頁
- 7) ソーシャルワーク研究所編 (2008) 「社会福祉実践の総合研究誌 ソーシャルワーク研究」Vol.34 No.2 (134) 相川書房 23、25 頁
- 8) 栃木県保健福祉部高齢対策課 (2010) 「地域包括支援センターの機能強化に向けて」8~13 頁
- 9) 厚生労働省 (2007) 「地域包括支援センターの手引」43~44 頁
- 10) 江原勝幸 (2004) 「高齢者虐待問題における専門援助機関の設置に関する考察—ソーシャルワーク実践と地域ネットワークの活用—」静岡県立大学短期大学部研究紀要第 18 号 176 頁
- 11) 工藤裕美・シリル=ヴェリヤト (2007) 「宣教師マザーテレサの生涯スコピエからカルカッタへ」上智大学出版 85 頁

参考文献

- 池田直樹・谷村慎介・佐々木育子 (2007 (平成 19) 年) 「Q&A 高齢者虐待対応の法律と実務」学陽書房
- 小林敏子編 (2000 (平成 12) 年) 「高齢者介護と心理」朱鷺書房
- 曾我昌祺・日下菜穂子編 (2006 (平成 18) 年) 「高齢者のこころのケア」金剛出版
- 日本高齢者虐待防止センター編 (2007 (平成 19) 年) 「高齢者虐待防止トレーニングブック発見・援助から予防まで」中央法規出版
- ピーター・デカルマー、フランク・グレンデニング編、田端光美・杉岡直人監訳 (1998 (平成 10) 年) 「MINERVA 福祉ライブラリー ② 高齢者虐待 発見・予防のために」ミネルヴァ書房
- リチャード・J・ボニー、ロバート・B・ウォレス (編)、多々良紀夫 (監) (2008 (平成 20) 年) 「高齢者虐待の研究—虐待、ネグレクト、搾取究明のための指針と課題—」明石書店
- Mary Marshal et al. (2006 (平成 18) 年) *Social Work and People with Dementia*, BASW.